

平成 24 年 7 月 24 日  
健康福祉事業本部福祉部  
高 齢 社 会 対 策 課  
光が丘総合福祉事務所

## 高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所の整備について

### 1 背景

高齢者相談センター（地域包括支援センター）については、現在 4 か所の本所および区内 22 か所の支所を配置し、本所・支所が連携しながら高齢者への支援を行っている。第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、高齢化の進行に伴う介護サービス等のニーズに対応するため、さらに 3 か所の支所の増設が計画されているところである。

### 2 支所の整備

高齢者相談センターは、身近な地域で必要なサービスが提供されるよう日常生活圏域により設置されている。しかし、高齢者人口の増加および相談件数の増加があり、またどの支所からも遠い地域が一部残されている等の課題があり、高齢者相談センター支所の増設とともに担当区域の見直しが必要である。

#### (1) 一支所あたりの高齢者人口

高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所は、一支所あたりの高齢者人口 6,000 人を目安に整備している。しかし、光が丘地域の支所の平均は 6,386 人、石神井地域の支所の平均は 6,820 人であり、担当する高齢者人口のバランスの調整のため、新たな支所の設置が必要である。（別紙 1）

#### (2) 支所への利便性

高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所では、身近なところで気軽に相談ができるよう、設置場所への利便性が重要である。しかし、練馬地域では支所が東側に偏り、担当地域外に支所の所在があるところがある。高齢者の利便性の向上のため、西側への支所の配置が必要である。（別紙 2）

#### (3) 支所の増設計画

上記を勘案し、3 か所に新規の支所を設置する。（別紙 3）

- ①（仮称）練馬高齢者相談センター（地域包括支援センター）中村橋支所
- ②（仮称）光が丘高齢者相談センター（地域包括支援センター）第 3 育秀苑支所
- ③（仮称）石神井高齢者相談センター（地域包括支援センター）上石神井支所